

2 0 1 4 年 度

事 業 報 告 書

一般財団法人 製品安全協会

2014 年度の事業報告書

(2014 年 4 月 1 日～2015 年 3 月 31 日)

1 はじめに

2014 年度の世界経済は、中国をはじめ新興国の経済の伸びが鈍化する一方、米国経済は好調を維持し、欧州経済も持ち直しつつあるなど先進国経済は回復傾向を示し、全体としては緩やかながら成長を維持した。こうした中で、日本経済は、消費税率引上げの影響等により消費の面では停滞したものの、雇用や所得の面では改善が見られ、総じて回復基調が続いた。

製品安全協会の収支については、収入の大半を占める SG マーク表示手数料収入は、消費税率引上げによる駆込み需要の反動もあり、前年より減少した。品目ごとではクッキングヒーター用調理器具、乳母車、自転車などで減少し、プラスチック浴そうふた、住宅用金属製脚立、非木製バットなどで増加した。他方、支出面では経費の合理化に努め、その結果、2014 年度も引き続き黒字を計上することができた。

SG マーク基準等作成業務においては、家庭用アイロン台、保温ボトルについて新たな基準作りに着手したほか、事故事例が多い抱っこひもについて東京都等と協力しながら基準の改定を行うなど、時代の要請に応じた既存基準の見直しも行った。

また、SG マーク表示以外の事業多角化の方針のもとに近年実施している「消費生活用製品安全法」に基づき特別特定製品に指定されたライターの登録検査機関の技術基準適合性検査に係る支援業務、工場登録維持管理制度、工場品質管理評価制度などにも継続的に取り組むとともに、SG マーク製品の海外、特に中国での生産が増加していることから、2010 年に上海に設置した中国連絡所準備室を通じて、SG マーク製品の信頼性確保に努めると同時に、他のアジア諸国への SG 制度普及の方策についても検討を行った。

2 SG マーク基準等作成業務

1) 新規 SG 基準の作成

① 家庭用アイロン台

家庭用アイロン台については、過去、さまざまな事故事例があるものの、JIS 等で安全性に関する基準が十分定められておらず、また家庭用品品質表示法の対象品目でもないことから、SG 基準の制定が望まれる。

2014 年 11 月から専門部会での検討を行っており、2015 年 9 月頃の事務受付開始を予定。

② 保温ボトル

近年のエコブームにともない保温ボトルの市場が急激に拡大しており、特に海外からの輸入品に関しては新規参入事業者も増えたことにより品質の低下が懸念される。

こうした状況を踏まえ、SG 基準の制定のために 2014 年 9 月から専門部会での検討を行っており、2016 年 4 月頃の事務受付開始を予定。

2) 既存 SG 基準の見直し

① クッキングヒータ用調理器具

金属製のものに関して底の平面性等の基準改正を行うため、2013 年 6 月から専門部会での検討を開始、2014 年 2 月の安全管理委員会での審議を経て SG 基準を改正、2014 年 7 月からの事務受付を開始した。

② ライター

ライターについては 2012 年 7 月に大幅改正を行ったが、本体表示の要求事項が多すぎたため、製品本体の限られたスペースにその全ての事項を表示することが現実的に困難で、結果として SG 表示が普及しなかった。こうした点を踏まえて、特に重要な項目に絞って本体表示を要求することとし、2014 年 5 月の安全管理委員会での審議を経て SG 基準を改正、2014 年 8 月からの事務受付を開始した。

③ 抱っこひも(旧品目名：子守帯)

抱っこひもについては、旧基準の適用対象外である新生児の縦抱っこで多くの転落事故が発生したことから、SG 基準の適用対象を広げてそれに応じた基準とすべく要請がなされ、2014 年 2 月から専門部会で基準改正の検討を開始した。

その後東京都商品等安全対策協議会から提出された要望書も踏まえて検討を行い、2015 年 2 月の安全管理委員会の審議を経て SG 基準を改正、5 月から事務受付を開始した。

なお SG 基準改正に合わせて、品目名を一般に使われている抱っこひもに変更した。

④ ゆたんぼ

ゆたんぼは材質毎に A 形（金属製）、B1 形（ゴム製）、B2 形（軟質樹脂製）及び C 形（硬質樹脂製）の 4 区分に分類しているが、このうち C 形（硬質樹脂製）のもので内部温度の繰り返し変化（ヒートサイクル）による内圧変化が原因と推定される事故が 2 件生じたため、内圧変化に対する強度を要求するための基準改正を行った。また、表示事項に「容量」を加えた。2014 年 4 月から専門部会での検討を開始、2015 年 2 月の安全管理委員会での審議を経て SG 基準を改正、2015 年 4 月から事務受付を開始した。

⑤ 竹刀

1998 年に制定された竹刀の SG 基準において、記載ミスや SG 基準と検査マニュアルの不整合等があったため、それらを修正した。なお、引用していた JIS についても現行 JIS に合わせた。

2015 年 2 月の安全管理委員会での審議を経て SG 基準を改正、2015 年 6 月から事務受付を開始した。

⑥ 体育施設用器具（8 品目）

下記に示す体育施設用器具 8 品目は、1990～1994 年に基準制定して以来、改正が行われていない。製品起因の事故への対応、用具の進歩、ルールの変更等への対応に加え、一部構造規制を撤廃することにより新規製品開発の支障にならないよう改めることとした。

2014 年 9 月から専門部会での検討を開始、3 グループに分けて検討を行って順次安全管理委員会の審議を経て SG 基準を改正、2015 年度中に全ての品目について新基準による事務受付を開始する予定。

(A)バレーボール器具 ()内：分科会グループ名

(A)移動式サッカーゴール

(A)屋外用ハンドボールゴール

(B)とび箱

(B)とび箱用踏切板

(B)一般運動用マット

(C)移動式バスケット装置

(C)体育運動用緩衝パッド

⑦ 乳幼児用ハイチェア

2013年度に基準改正を行った乳幼児用いすにおいて、座面と手すりの開口部に胴体が挟まる事故を防止するための規定を新たに設けたが、座面が高いハイチェアにおいても同様の規定を設けることについて検討することとした。2014年10月から専門部会での検討を開始し、2015年中の事務受付開始を予定。

⑧ その他

2013年度までにSG基準の改正が行われた乳幼児用ベッドについては2014年4月に、乳幼児用いすについては7月に、シューズ系ホイール付走行ギア及びボード系ホイール付走行ギアについては10月に、捕手用マスクについては2015年1月にそれぞれ事務受付を開始した。

3) SG基準品目数の現状

1973年10月のSGマーク制度発足以降、2013年度末までに、137品目のSG基準を作成してきた。2014年度は「捕手用マスク」が加わり、合計138品目となった。

また2014年度末事務受付中のSG基準の品目数も、「捕手用マスク」が加わり110品目となっている。

4) WTO/TBT 通報

2014年5月30日に「ライター」、2015年1月5日に「ゆたんぼ」「竹刀」「抱っこひも（旧品目名：子守帯）」についてWTO/TBT協定に基づく事前公告を行った。

3 SG基準に基づく安全性の認証及びSGマークの表示交付業務

1) SGマーク表示申請の実績

2014年度のSGマーク表示手数料収入（消費税抜き）は、前年度比11%の減となった。前年度の消費税増税を前にした駆け込み需要の反動もあるが、中長期的に漸減傾向が続いている。

表示申請数量が20%以上減少した品目は、クッキングヒータ用調理器具、乳母車、自転車、手動車いすであった。一方わずかながら数量が増加した品目は、プラスチック浴そうふた、住宅用金属製脚立、非木製バット、棒状つえ、竹刀であった。プラスチック浴そうふたについては、昨年度も復興需要が継続していて一定の申請があった。

表示手数料収入上位 15 品目の実績表

	(消費税抜き) 品目名	2014 年度収入		2014 年度枚数	
		(千円)	対前年度比	(千枚)	対前年度比
1	プラスチック浴そうふた	30,239	1.02	2,326	1.02
2	自転車等用ヘルメット	27,666	0.83	1,266	0.95
3	住宅用金属製脚立	21,055	1.07	1,239	1.07
4	クッキングヒータ用調理器具	20,135	0.78	3,386	0.76
5	非木製バット	19,609	1.14	392	1.02
6	乗車用ヘルメット	18,380	0.85	1,532	0.85
7	家庭用の圧力なべ及び圧力がま	15,322	0.79	2,285	0.84
8	自転車用空気ポンプ	12,528	0.95	1,790	1.00
9	ゴルフクラブ	12,365	0.99	4,703	1.00
10	乳母車	11,301	0.79	419	0.79
11	自転車	10,025	0.68	401	0.68
12	手動車いす	8,949	0.78	75	0.79
13	棒状つえ	8,527	1.02	853	1.03
14	シルバーカー	7,658	0.91	306	0.92
15	竹刀	4,800	1.07	480	1.07
	上記小計	228,559	0.90	21,453	0.93
	上記以外の品目	53,336	0.85	127,602	0.92
	合計	281,895	0.89	149,055	0.92

2) 委託検査機関

協会は、SG マーク対象品目ごとに国内外の検査機関と委託契約を締結した上で型式確認及びロット認証を行っている。2014 年度は海外 1 機関と新たに契約を締結し、かつ、海外 3 検査機関との委託契約を解除した結果、2014 年度末時点の委託検査機関は、国内 15 機関、海外 10 機関となっている。

3) 工場登録・有効型式保有工場数

2014 年度の新規工場登録数は、21 工場、うち海外 17 工場（中国が 12 工場）であった。品目では、家庭用の圧力なべ及び圧力がま、乗車用ヘルメット、住宅用金属製脚立、二段ベッド、幼児用三輪車、ゆたんぼ、子守帯、ライター、自転車、自転車用幼児座席、シルバーカー、バドミントンラケット、ゴルフクラブ、歩行車、クッキングヒータ用調理器具、乳幼児用揺動シートであった。

2015 年 3 月末の工場等登録数は 643 工場で、前年度末より 11 工場増とな

った。このうち有効型式保有工場数は379工場となり、前年度末より37工場減となった。うち海外の有効型式保有工場数は161工場と、前年度末より17工場減となった。なお、国別では日本の218工場(58%)を除くと中国の116工場(31%)が最も多く、台湾13工場、ベトナム11工場、韓国5工場と続いている。

4) 手数料及び業務委託契約の改定

SG マーク申請企業の利便性向上のため、2011年度から業務委託検査機関の複数化を積極的に進めている。これに伴い検査手数料の外枠化、手数料の改定も実施した。検査機関の複数化については今後とも継続するが、実際に表示実績のある品目での手数料外枠化は2014年度でほぼ完了した。またSG基準作成、改正に伴う手数料の改定も従来どおり行っており、全て合計すると次のとおり。

- ・手数料及び業務委託契約の改定：18品目28件

4 SG マーク制度信頼性向上のための検査・調査業務及び関連業務

1) SG マーク付き製品の試買検査

試買検査は次の三つの観点から実施している。

- ① 市場に出回っている製品について、SG基準に適合しているかどうか。
- ② SG基準が改正された製品について、改正後の基準に適合しているかどうか。
- ③ 検査機関複数化に伴い、同一の製品について複数の検査機関で行う試験所間比較試験にて大きな差異がないかどうか。

2014年度は、6品目9銘柄(学童用かさ、乳幼児用揺動シート、ショッピングカート、ゆたんぼ(C形)、トレッキング用ポール、住宅用金属製脚立(Ⅲ形))について、延べ15検査機関にて実施した結果、3品目3銘柄(学童用かさ1銘柄、ショッピングカート1銘柄、住宅用金属製脚立(Ⅲ形)1銘柄)について、延べ3検査機関にてSG基準不適合があった。不適合のあった表示事業者には、必要に応じて改善指導を行った。

また、同一製品について複数の検査機関で行った試験所間比較試験では、住宅用金属製脚立(Ⅲ形)及び学童用かさの寸法測定において有意な差異が見られたため、2015年度に当該検査機関に対して現地確認も含めた原因究明のための調査を実施する予定。

2) 登録工場等の調査

① 事後調査

登録要件が守られているか、また、SG基準の改正が行われた品目については、改正後の基準に対応した管理方法が採られているかどうかの確認のための調査を下記の工

場について実施した。

- ・ 自転車 (1 件)
- ・ ゆたんぼ (1 件)
- ・ 油こし器 (1 件)
- ・ クッキングヒータ用調理器具 (2 件)
- ・ バドミントンラケット (3 件)
- ・ 乗車用ヘルメット (1 件)
- ・ 野球用胸部保護パッド (1 件)
- ・ シルバーカー (1 件)
- ・ 歩行車 (1 件)
- ・ 棒状つえ (2 件)
- ・ ゴルフクラブ (1 件)
- ・ トレッキング用ポール (1 件)
- ・ ウォーキングスポーツ用ポール (1 件)
- ・ 手動車いす(1 件)
- ・ 家庭用の圧力なべ及び圧力がま(1 件)
- ・ プラスチック浴そうふた(1 件)
- ・ 非木製バット(1 件)

調査の結果、改善指導を要する問題は見られなかった。

3) 改善指導

試買検査、事後調査や型式試験で不適合になった場合及び SG マーク付製品事故により製品欠陥が指摘された場合には、その事業者に対する改善指導等を行っている。

2014 年度は、試買検査及び事後調査で SG 基準不適合となった次の事業者に対して改善指導を行った。

- ・ ショッピングカート (1 件)
- ・ 住宅用金属製脚立 (Ⅲ形) (1 件)

4) SG マークの信頼性確保

協会の SG 制度管理システムについては、1982 年に SG 登録工場の認証製品の型式管理に導入して以降、少しずつ拡張、改善してきたが、昨年度全面的に見直し、新たな管理体制のもとに業務管理の円滑化、顧客サービスの向上を図っている。

SG マークの不正使用防止策として、2014 年度から一部の品目について、SG マークに個々の識別番号を付与したラベルの運用を開始した。さらに SG マーク表示の適正化、SG マーク制度の信頼性向上のための方策の検討を継続実施している。

5) 中国におけるライター適合性検査業務支援

消費生活用製品安全法の特別特定製品に指定されたライターの規制に関し、中国の寧波中盛産品検測会社が外国登録検査機関として登録され、当協会は日本における適合性検査の申請サポートサービス業務を行っている。2014年度は27件(前年度は10件)の受付を行った。対前年度比件数増の主な要因はPSC第2号検査の型式期限3年を迎える製品が多かったため、引き続き日本国内で販売する型式(製品)の申請が集中したことによる。

6) 海外の製造事業者との連携強化

① 中国連絡所準備室の活用

海外で生産されるSGマーク製品が増加しており、特に生産が多い中国製SGマーク製品の信頼性を確保するため、2010年から中国連絡所準備室を設置し、中国の製造事業者や検査機関との連携に努めている。2014年度は、中国の業務委託検査機関や登録工場等との連絡、SG基準の中国語翻訳等の定常業務に加え、事後調査に活用した。

今後とも、中国連絡所の活用は増大していくと想定されることから、その体制強化を図るとともに、現地職員の訪日研修を実施した。

② アジアでのSG制度普及促進対策

SG基準を貼付する消費生活用製品の生産地は中国をはじめとしたアジアでの比率が増大しており、この傾向は今後とも拡大していくと予想される。こうしたアジアの生産地において中国、台湾、ベトナムにおいて関係団体との協力のもとにSG制度普及対策事業を実施し、制度の周知に努めた。

台湾では2014年度の活動成果を踏まえ、2015年5月に台湾世界貿易センターで開催された福祉機器展示会に参加し、主として台湾の製造事業者を対象に講演及びサンプル品の展示を行う。

7) 工場品質管理評価制度

当協会が工場等の要望に基づき製造工場の品質管理の運用状況をチェック・評価等を行う、工場品質管理評価制度の本格運用を2011年度から開始した。2014年度は乗車用ヘルメットの製造事業者(中国)から1件の申請があり、評価を行った。

8) バレーボールのネットのテンション測定に係る協力・支援

SGマークの認証対象製品であるバレーボール用支柱の適正な使用を図るため、2011年からネットのテンションゲージ開発について競技者団体である公益財団法人日本バレーボール協会に協力して進めてきた。2014年度までに最終仕様を決定し量産体制を整えるとともに日本バレーボール協会の推奨品として認められており、今後の本格供

用を期待している。

5 被害者救済等の業務

1) SG マーク制度に基づく被害者救済業務

2014 年度に SG マーク付き製品により発生した人身事故で、事故発生届を受理した事案は、ゆたんぼ、住宅用金属製脚立など 6 品目 6 件であり、このうち賠償措置を講じることとしたものが 2 件、製品起因でないとしたものが 3 件、調査中のものが 1 件である。また、賠償金支払実績は、油こし器 1 件（前年度受付分）だった。

2) 消費生活用製品 PL センターの業務

消費生活用製品 PL センターでは、2014 年度は製品の事故・品質等に関する相談等 583 件を受理した。この内 316 件は消費者等から、216 件は行政機関・消費生活センターからの相談問合せだった。

相談内容区分では、PL センターが助言や争点整理を行った「事故相談」・「クレーム相談」がそれぞれ 118 件と 119 件で、この内、PL センターが事業者に照会を行い、紛争解決に向けて協力を行った文書照会事案は、事故 2 件だった。

PL センターでは紛争解決手段として当事者からの申し立てに基づき、判定会を設置し調停を行うこととしているが、2014 年度に判定会を設置し、審査を行った事案はなかった。

6 情報提供・啓発・広報業務

1) SG マーク製品の普及促進のための展示会等への参加

① 第 29 回ベビー・キッズ&マタニティショー イクフェス 2014

2014 年 10 月 10～11 日開催の第 29 回ベビー・キッズ&マタニティショー イクフェス 2014 に後援、出展した。展示内容に関して業務委託検査機関の協力も得て実施した。また、抱っこひもの使用者に対する使用実態アンケートも実施した。

② 第 41 回国際福祉機器展 H.C.R.2014

2014 年 10 月 1～3 日開催の第 41 回国際福祉機器展 H.C.R.2014 に出展した。展示内容に関して業務委託検査機関の協力も得て実施した。

③ 第 6 回ベビー&キッズ EXPO2014

2014 年 7 月 9～11 日開催の第 6 回ベビー&キッズ EXPO2014 に出展した。

2) 乳幼児用品に関する安全協議会の活動への協力

① ベビーカー安全協議会

乳母車の安全を確保することを目的に、経済産業省等の要望を受けて発足した国内のベビーメーカー約 20 社からなるベビーカー連絡協議会の活動に対して支援・協力を行った。2014 年度は 4 回の会議を開催した。第 29 回ベビー・キッズ&マタニティショー イクフェス 2014 開催に併せて世界のベビーカー展示会の今後の方向についての継続検討、公共交通機関におけるベビーカー利用の際の安全性確保のための検討等を行った。

② 抱っこひも安全協議会

抱っこひもからの乳幼児の落下事故が 100 件以上起きており、製品の安全性確保に加えて適切な使用法の周知の必要性についても関係者間で認識された。このため、メーカー、流通、関係行政団体及び関係団体との緊密な連携協力を図り情報交換の場を設けるため、2015 年 2 月に抱っこひも安全協議会を発足させることとなり、当協会も要請に応じて支援・協力を行った。

3) SG マーク制度、SG マーク付き製品の普及・啓発・広報業務

SG マーク制度の普及を図るため、協会 Web サイトの運営、SG ニュースのメルマガ配信を行うと共に、消費者団体の機関紙等への制度の広告掲載を行った。

また製造・輸入・販売事業者、消費者に SG マーク制度、SG マーク付き製品の認知度を高めるため、TV 販売事業者等へのセミナーの開催、対消費者向けの POP や展示会等での配布用ノベルティの作製を行った。

また、協会 Web サイトへの関係機関からのリンク要請に応え、製品紹介パンフレット等への「SG マーク」の使用許可の依頼に応じた。

4) 消費生活用製品 PL センター業務の情報提供

PL センターダイジェスト（年間 4 回発行）を、当協会 Web サイトに掲載した。併せて地方自治体、消費者団体、業界団体、損害保険会社等に郵送(91 通)や電子メール(215 通)で配信した。

7 調査・研究業務

政府や各種団体等の委員会に参加し、製品安全対策についての基準作成等に協力するとともに、こうした場を通じて得られる情報を製品安全協会の活動に反映させている。

2014年度は経済産業省、消費者庁、製品評価技術基盤機構等が主催する、製品安全に関する委員会に委員として参加し、製品安全対策の推進に協力した。

8 製品安全協会の組織に係る業務

1) 組織・定員

2014年度末の協会の常勤役員数は2名であり、職員等の総数は16名であった。

2) 理事会の開催

① 第5回理事会（通算第97回）

2014年6月11日に、定款第32条及び第36条に基づき、第5回理事会を開催し、2013年度の事業報告書、収支決算書について審議を行い原案どおり承認された。

② 第6回理事会（通算第98回）

2014年6月26日に、協会の会議室において、第6回理事会を開催し、代表理事及び業務執行理事の選任、事務局長の同意について審議した。また、公益目的支出計画実施報告書の提出について審議し、原案どおり承認された。

③ 第7回理事会（通算第99回）

2015年3月12日に、協会の会議室において、第7回理事会を開催し、2015年度の事業計画書、収支予算書について審議を行い原案どおり承認された。

3) 評議員会

① 第3回評議員会（通算第78回）

2014年6月25日に、協会の会議室において、第3回評議員会開催し、2013年度の事業報告、収支決算の報告を行った。また、理事及び監事を選任する件について審議を行い原案どおり選任された。

4) 安全管理委員会の開催

① 第85回安全管理委員会（書面審議）

2014年5月16日に、書面審議にて第85回安全管理委員会を開催し、ライターのSG基準についての審議を行い原案どおり承認された。

② 第86回安全管理委員会

2015年2月24日に、協会の会議室において第86回安全管理委員会を開催し、抱っ

こひも（改正）、ゆたんぼ（改正）、竹刀（改正）の SG 基準についての審議を行い、一部指摘事項を踏まえて修正のうえ、承認された。

5) PL センター運営委員会の開催

① 第 43 回 PL センター運営委員会

2014 年 5 月 19 日に協会の会議室において、第 43 回 PL センター運営委員会を開催し、2013 年度の相談等の受付状況、製品事故に係る相談等の処理状況、品質クレームに係る相談等の処理状況、SG マーク製品の事故処理状況等の報告を行った。